

町県民税申告相談のお知らせ

申告期間：
2月16日(木)～3月15日(水)



問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎0278(25)5007

令和5年度町県民税の申告相談が始まります。前年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日まで）の収入が申告の対象です。次ページの申告相談日程表をご覧ください。申告が必要な方は、指定された日時に申告手続きをしてください。

なお、指定日時に申告できない場合、ご自身の対象旧町村地区の期間内であれば申告相談が可能です。

■申告が必要な方

令和5年1月1日現在、みなかみ町に住所があり、次のいずれかに該当する方です。

- ・2力所以上から給与を受けている方
- ・給与所得者で年末調整をしていない方や、給与所得以外に所得のある方
- ・年金や恩給のみ受けていた方で、各種控除（社会保険料控除・扶養控除など）の内容に変更または追加がある方
- ・営業、農業、不動産などの所得があった方
- ・収入がなく、控除対象配偶者または扶養親族となっていない方

■申告が不要な方

- ・税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- ・公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に扶養や障害者控除など追加する項目がない方
- ・年末調整された給与所得のみで、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方

■申告に必要なもの

- ・源泉徴収票（給与所得者、年金・恩給受給者）
- ・所得を確認できる資料（収支内訳書、事業主の支払証明書、収入支出のわかる帳簿や領収書、通帳など）
- ・控除の種類に応じた領収書や証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料等の支払証明書）
- ・障害者控除を受ける方はその手帳または証明書
- ・マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・所得税が還付になる場合は、振込口座の確認できるもの

*** 申告相談におけるお願いと注意事項 ***

申告相談時間や待ち時間の短縮のため、次のことについてご協力をお願いします。

■土地や株式等の譲渡所得、初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告

沼田税務署にて申告手続きをお願いします。

沼田税務署 ☎0278(22)2131(自動音声案内)

■営業、農業、不動産などの所得がある方

各事業における収支内訳書（青色申告を除く）、領収書等（領収印があるもの）、不動産所得のある方は租税公課（固定資産税等）をノート等に集計・整理をし、会場へお持ちください。

■医療費控除を受ける方

医療費のお知らせまたは、令和4年中に支払った医療費の領収書を受診者ごとに整理し、受診機関名と金額をノート等に集計し、会場へお持ちください。

なお、領収書の添付は不要ですが、明細書または医療費通知の添付は必要になります。

沼田税務署 確定申告相談会場のご案内

問い合わせ先 沼田税務署

☎0278(22)2131(自動音声案内)

開設期間：2月1日(水)～3月15日(水)

(土・日曜日、祝日を除きます)

受付時間：午前8時30分～午後4時まで

相談開始：午前9時～

入場方法：入場整理券制※

(LINE申し込みまたは、当日配付券)

※入場整理券は、LINEで事前に取得できますが、会場でも当日配付しています。電話予約はお受けしていません。午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



▲国税庁LINE公式アカウント

自宅からe-Taxで確定申告

確定申告書等➡

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、パソコンやスマホから申告書を作成し提出できます。操作などに関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570(01)5901 月～金曜日(祝日を除きます)



町県民税申告相談日程表

月	地区	日	曜日	前後	対 象 地 区	会 場	相談時間
2月	新治地区	16	木	午前	猿ヶ京	新治農村環境 改善センター (湯宿温泉2272-49)	午前9時 ～ 午後4時
				午後	永井・吹路・相俣		
		17	金	午前	赤谷・浅地・恋越		
				午後	須川・谷地・東峰・坂下		
		20	月	午前	塩原・入須川		
				午後	笠原・師田・茅原・十二河原		
		21	火	午前	下羽場		
				午後	湯宿・上羽場		
		22	水	午前	新巻		
				午後	下新田・今宿		
		24	金	午前	布施(布施宿・箕輪)		
				午後	布施(上記以外の地区)		
	水上地区	27	月	終日	藤原上・藤原中・藤原下	水上公民館 (湯原441)	午前10時 ～ 午後3時
		28	火	午前	大穴・鹿野沢	※水上地区内に住所がある方は、指定日以外の来場も可能です。 ただし、混雑を避けるため出来るだけ指定日での来場をお願いします。	午前9時 ～ 午後4時
				午後	栗沢・綱子・幸知・湯桧曾・谷川		
		1	水	午前	湯原		
				午後	川上・阿能川		
		2	木	午前	高日向・寺間		
				午後	小日向・小仁田		
3月	月夜野地区	3	金	午前	真政	中央公民館 (後閑321-1)	午前9時 ～ 午後4時
				午後	南区・竹改戸・小川島		
		6	月	午前	師		
				午後	下区・上区		
		7	火	午前	下牧		
				午後	中村		
		8	水	午前	町組(1～7組)		
				午後	町組(8～14組)		
		9	木	午前	上牧・大沼・奈女沢		
				午後	上組・小川・大峰		
		10	金	午前	刈尻・和名中・小和知・下石倉・上石倉		
				午後	後閑(駅一・駅二・上入一組・上河原)		
		13	月	午前	後閑(中村・下村・岩瀬・稗田・坂上・貝久保)		
				午後	後閑(上入二組・下入・新道)		
	全町	14	火	終日	申告できなかった方 ※申告相談最終日は、大変混み合います。 早めの申告をお願いします。	中央公民館 (後閑321-1)	午前9時 ～ 午後4時
		15	水				

資源ごみの分別に協力を！

※資源ごみの売却益は
ごみ処理経費の一部になります。

問い合わせ先 生活水道課 奥利根アメニティパーク ☎0278(64)1167

各家庭から出される燃やせるごみ袋（黄色）の中には、チラシやコピー用紙、マスク、お菓子、食品などの空き箱といった紙類が多く含まれています。これら紙類は資源ごみに分類され、資源ごみ収集日に出していただくと燃やせるごみ袋の使用量を減らすことができます。また、奥利根アメニティパークでは、資源ごみとして収集されたごみは売却によりごみ処理経費の財源の一部としています。ぜひごみの減量化・資源化・財源化にご協力をよろしくお願いします。

令和3年度の売却

資源物	売却量	売却額
古紙類	412トン	1,000,000円
金属類	163トン	1,530,000円
ペットボトル	65トン	1,350,000円
合計	640トン	3,880,000円

※カン類、ペットボトルなども貴重な財源です。
紙類と同様に分別・資源化にご協力ください。

令和4年12月までの売却額

資源物	売却量	売却額
古紙類	309トン	950,000円
金属類	102トン	4,300,000円
ペットボトル	41トン	2,300,000円
衣類	69トン	70,000円
合計	521トン	7,620,000円

※令和4年度の売却単価の上昇により12月の時点で
昨年の額を上回っております。

紙類の分別にチャレンジしてみよう！



紙類分別の注意点

- ・感熱紙やカーボン紙、レシート、紙の表面を防水加工や特殊加工されている紙類は資源化できません。
- ・粘着物の付いた封筒や圧着はがきなどは資源化できません。
- ・水に濡れた紙、油が付いた紙、使用済みのティッシュペーパー、汚れた紙なども資源化できません。
- ・その他不明な点は奥利根アメニティパークまでお問い合わせください。

令和5年度 各種検(健)診の申し込み



問い合わせ先 子育て健康課 健康推進係 ☎0278(62)2527

令和5年度の各種検(健)診の申し込み受付を開始します。2月上旬に各行政区の区長さん経由で「各種検診等申込書」が配布されます。対象者となる方がいる世帯宛てに配布します。お手元に届きましたら早めに内容をご確認ください。

■対象者（令和6年3月31日時点の年齢）

- ・35歳以上の男性
- ・20歳以上の女性

■申込締切 令和5年2月28日（火）

■申込方法

同封されている説明書をよく読み、申込書の回答欄の数字ひとつに○を記入してください。その後返信用の封筒にに入れて郵送するか、子育て健康課または各支所へ提出してください。

■注意点

- ・申込書は該当者のみに配布されます。（同一世帯のご家族の中で届かない方もいます）
- ・受診票は検(健)診前に配布します。（申込書が未回答や未提出の場合は配布されません。ただし、胸部レントゲン検査は65歳以上の方の受診が法律で義務づけられているため、未回答や未提出の場合でも受診票は送付されます。）
- ・国民健康保険の特定健診や後期高齢者健診は対象者全員に受診票が送付されますので、申し込みの必要はありません。国民健康保険以外の方は加入されている健康保険からの連絡をお待ちください。
- ・詳しい日程および会場は、詳細が決まり次第、町のホームページに掲載しますので二次元コードから読み取り、ご確認ください。
- ・集団検診は保健福祉センター等で実施します。個別検診は契約医療機関で実施します。

若年者健診は無料です！～職場健診のない方は受けましょう～

検(健)診名			実施月	対象者	料 金	
					75歳未満	75歳以上
1	胃がん検診	集団検診 (バリウム検査)	6月～8月	40歳以上の男女 (妊娠中の方は受診不可)	1,000円	無料
		個別検診 (胃カメラ検査)	6月～翌2月	・50歳および51歳以上の奇数年齢の方 ・偶数年齢は令和4年度未受診の方	2,000円	2,000円
2	大腸がん検診	集団検診	6月～8月	40歳以上の男女	無 料	無 料
		郵送検診	11月～12月			
3	子宮頸がん検診	集団検診	5月・8月	・21歳以上の奇数年齢の女性 ・偶数年齢は令和4年度未受診の女性 【無料年齢】 20・21・25・29・33・37・41歳	1,000円	無 料
		個別検診	5月～10月			
4	乳がん検診 (マンモグラフィ検査)	集団検診	5月・8月	・41歳以上の奇数年齢の女性 ・偶数年齢は令和4年度未受診の女性 【無料年齢】 40・41・45・49・53・57・61歳	1,000円	無 料
		個別検診	5月～10月			
5	胸部レントゲン検診 (結核・肺がん検診)	集団検診	6月～8月	40歳以上の男女 (妊娠中の人は受診不可)	無 料	無 料
6	前立腺がん検診	集団検診	6月～8月	50歳以上の男性	500円	無 料
7	骨密度検診	集団検診	6月～8月	20～70歳までの 5の倍数年齢の女性	500円	—
8	若年者健診	集団健診	6月～8月	35歳～39歳の男女	無 料	—
		個別健診	6月～12月			

令和5年2月1日から 各種証明書のコンビニ交付サービスを開始します!

問い合わせ先 町民福祉課 住民・戸籍係 ☎0278(25)5029

令和5年2月1日（水）より、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどマルチコピー機（キオスク端末）を設置している全国約5万8,000店舗でマイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍、所得課税証明書をコンビニで簡単に取得できるようになりました。

■注意！

- ・コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書（カード交付時に4桁の数字の暗証番号を設定した方は、電子証明書搭載済み。）の搭載が必要です。また、証明書の有効期限が切れている方は役場または支所で手続きが必要です。
- ・各店舗ではマルチコピー機の操作のお手伝いは出来かねます。マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を使用し、ご自身で操作する必要があります。
- ・住民基本台帳カード、個人番号通知カード、印鑑登録証（カード）ではコンビニ交付サービスは利用できません。
- ・コンビニ交付の証明書と役場または支所の窓口で発行した証明書では用紙が異なりますが、どちらも有効な証明書です。
- ・誤って取得してしまった場合、取得した証明書の交換や返金、差し替えはできません。
- ・暗証番号の入力を3回間違えてロックがかかった際は、役場または支所でお手続きが必要です。マイナンバーカードを持って本人が解除手続きにお越しください。
- ・**印鑑登録証明書を役場または支所の窓口で取得する際は、印鑑登録カードをお持ちください。窓口ではマイナンバーカードを利用した証明書の発行はできません。**

証明書	取得の可・不可、詳しい条件	コンビニ交付手数料
住民票の写し	みなかみ町に住民登録をしている本人および、同一世帯の方の分が取得できます。 ※転出者、転出予定者、死亡者の分は取得できません。	250円 (役場窓口:300円)
住民票の除票	取得できません。	—
印鑑登録証明書	みなかみ町で印鑑登録をしている本人の分が取得できます。 (みなかみ町で印鑑を登録していない方は取得できません) ※窓口と同様、転出者、転出予定者、死亡者の分は取得できません。 ※役場または支所の窓口で取得する際は、印鑑登録カードをお持ちください。窓口ではマイナンバーカードを利用した証明書の発行はできません。	250円 (役場窓口:300円)
戸籍全部(個人)事項証明書(注1)	みなかみ町に本籍がある本人および、同一戸籍に記載のある方の分を取得できます。 ※除籍謄本、改製原戸籍など、電算化していない戸籍は取得できません。	400円 (役場窓口:450円)
戸籍の附票の写し(注1)	みなかみ町に本籍がある本人および、同一戸籍に記載のある方の分を取得できます。 ※除籍謄本、改製原戸籍など、電算化していない戸籍は取得できません。	250円 (役場窓口:300円)
所得課税証明書	みなかみ町に住民登録をしている本人の分が取得できます。 ※所得情報のない方、15歳未満の方、転出者、転出予定者、死亡者の分は取得できません。最新年度分のみの発行となります。	250円 (役場窓口:300円)

注1

本籍地	住民登録地	取得の可・不可、詳しい条件
みなかみ町	みなかみ町	取得できます。
みなかみ町	みなかみ町以外	事前に利用登録申請が必要です。マルチコピー機から申請を行ってください。
みなかみ町以外	みなかみ町	本籍地の市区町村役所・役場にお問い合わせください。
みなかみ町以外	みなかみ町以外	本籍地の市区町村役所・役場にお問い合わせください。

利用可能時間

午前6時30分～午後11時00分

土曜、日曜、祝日でも利用できます。
※メンテナンス日等を除きます。

ご利用のお客様へ 重要なお知らせ

みなかみバスカードの 販売が終了します

- ・2012(平成24)年8月から販売してきた「みなかみバスカード」は、システムの老朽化に伴い、2023(令和5)年3月31日(金)で販売を終了いたします。
- ・お手持ちのバスカードは、2024(令和6)年1月31日(水)まで引き続きご利用いただけます。



「みなかみバスカード」

- ・利用可能額 4,350円
- ・窓口販売額 1,000円
- ・販売窓口
みなかみ町役場
(本庁舎、水上支所、新治支所)

販売終了日:2023(令和5)年3月31日(金)
利用終了日:2024(令和6)年1月31日(水)

● スケジュール



- 「みなかみバスカード」終了後の新しい制度の検討を進めています。新しい制度等の詳細は、決まり次第改めてお知らせいたします。
- 利根沼田地区でご利用いただける「尾瀬バスカード」および「敬老バスカード」についても、同日程で販売および利用が終了となります。

お問い合わせ先

● バスカード全般に関する お問い合わせ

関越交通株式会社
企画部 TEL 0279-22-2020

● 「みなかみバスカード」の制度に に関するお問い合わせ

みなかみ町
総合戦略課企画係 TEL 0278-25-5032
※平日(月～金) 8:30～17:15

福祉医療制度からのお知らせ

問い合わせ先 町民福祉課 医療係 ☎0278(25)5010

■福祉医療制度をご存じですか？

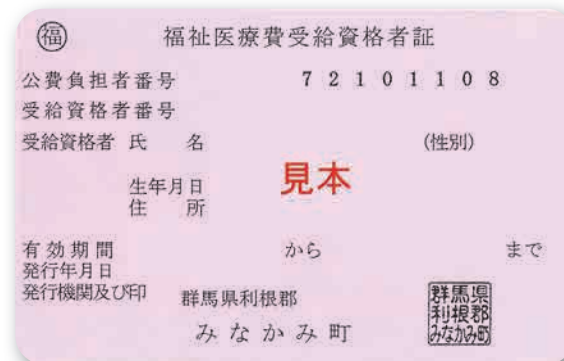
福祉医療制度とは、医療機関等に保険証を利用して受診した際の保険診療の自己負担分を、町が助成する制度です。医療機関等の窓口で、健康保険証と福祉医療費受給資格者証（ピンク色のカード）を一緒に提示することにより、医療費の自己負担限度額までが無料になります。

福祉医療の資格は申請をしないと認定されません。資格要件を満たしている方で、まだ申請をしていない場合は、町民福祉課医療係または各支所住民係の窓口で申請の手続きをしてください。

対象者	資格要件
子ども	中学校卒業までの子ども
重度心身障害者 高齢重度障害者	以下のいずれかの要件を満たす方 ・身体障害者手帳1、2級 ・障害年金1級 ・障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない方 ・療育手帳A判定 ・特別児童扶養手当1級
ひとり親家庭等	所得税非課税の方で18歳未満の子を扶養しているひとり親家庭、または父母のない18歳未満の子
子ども (高校生世代)	15歳以上18歳未満(高校生世代)の子どもで、医療機関に入院する方。ただし、重度心身障害者、ひとり親家庭、婚姻経験がある方を除く

■資格要件から外れた場合

資格要件を満たさなくなった場合は、受給資格がなくなりますので、町民福祉課または各支所の窓口へ申し出てください。



福祉医療費受給資格者証（見本）

■重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証をお持ちの皆さまへ

重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療制度に、令和5年8月から所得基準が導入され、令和4年中の所得が所得制限基準額を上回る場合は、助成対象外となります。所得の基準は、特別障害者手当に準拠しています。

■福祉医療（高齢重度障害者）の更新について

4月から受給資格者証が新しくなります。

◆福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）に記載されている内容をご確認ください。
「公費負担者番号」が77101103、「有効期間」が令和5年3月31日の人が対象です。

福祉医療費を受給している高齢重度障害者の方（65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方）は、現在お持ちの福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）の有効期間が、令和5年3月31日になっています。該当する方には3月末までに新しい受給者証を送付します。

狩猟免許の取得を補助します

問い合わせ先 農林課 獣害対策センター ☎0278(64)0111



全国的に捕獲活動従事者の高齢化が進んでおりますが、町では有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、有害鳥獣捕獲に協力をいただける新規狩猟免許取得者に、免許取得にかかる費用の一部を上限10万円の範囲で補助しています。

補助金の対象となる免許や経費などの詳細については、町ホームページからご確認いただくか、獣害対策センターまでお問い合わせください。



月夜野地区統合小学校建設に係る適地について

問い合わせ先 学校教育課 教育環境対策室 ☎0278(62)2275

●町長より諮問されていた適地について答申が提出されました

月夜野地区統合小学校建設に係る適地について、令和4年12月23日にみなかみ町教育委員会（以下、教育委員会という。）から阿部賢一町長へ答申が提出されました。

月夜野地区3小学校（古馬牧小学校・桃野小学校・月夜野北小学校）の統合につきましては、平成30年11月に策定した「みなかみ町立小中学校統合推進計画」に基づき、新築により3校を統合することとなっています。

教育委員会は、令和2年7月に町長から「月夜野地区統合小学校建設に係る適地」について諮問されたことを受け、有識者やPTA役員および区長などによる月夜野地区統合小学校適地検討委員会を設置しました。同検討委員会は、関係地域の方々の意見や様々な考え方を踏まえ、最良の適地について幅広く意見を重ね、令和3年12月に月夜野統合小学校の適地候補地に係る提言を教育委員会に提出しています。

教育委員会では、この提言の内容を基本とし適地について教育環境の観点（小中の連携・安心安全・校舎や校庭の配置）を第一として、実現可能な観点（用地取得や総事業費）なども考慮しながら分析・精査を進め、令和4年12月に適地候補地を選定しました。

教育委員会で選定した適地候補地について、広く



▲田村教育長から阿部町長へ答申を提出

町民から意見を聞くため、12月12日から14日にかけて月夜野地区の3小学校区で地域説明会を開催したところ111人の方に参加していただきました。

12月20日に教育委員会を開催し、説明会で出された意見について協議を行い、子供たちにとって、安心安全でのびのび教育が受けられる環境として、月夜野地区統合小学校建設に係る適地として次のとおり決定し、阿部町長に答申しました。

◆答申内容◆

適地として「利根商業高等学校からの取得用地と桃野小学校を併せた拡充地」を推薦します。

●総合教育会議で協議を行いました

月夜野地区統合小学校建設に係る適地について、みなかみ町教育委員会（以下、教育委員会という。）から答申されたことを受け、阿部賢一町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り調整を行うために、令和5年1月11日に総合教育会議を開催し、月夜野地区統合小学校建設に係る適地についての意見交換、



▲総合教育会議で考えを述べる阿部町長

協議を行いました。

総合教育会議では、教育委員会から提出された答申について田村教育長から説明がありました。その後、阿部町長から、答申で推薦された適地で月夜野地区の学校統合を進める案を説明した、3地区の地域説明会に参加して、感じた雰囲気や、参加者から出された意見などについて質問があり、教育委員の方々と意見が交わされました。

会議において、阿部町長と教育委員会の双方が月夜野地区統合小学校建設に係る適地について、「利根商業高等学校からの取得用地と桃野小学校を併せた拡充地」が最適地であるとの確認がされ、意見の合意がされました。

町が、「みなかみ町立学校設置条例」の一部改正条例を議会に上程し、議決されることにより、月夜野地区3小学校の統合と所在地および統合年月日が決定されることになります。